

# 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（建設企業）

## ▶ 工事全般における工期の設定状況

### ■ 注文者から提示される工期は建設企業において、「適正な工期」と認識している場合が多いが、「4週8閉所」は少ない

注文者から提示された工期は「適正な工期の工事が多かった」の回答が59%を占めて多かった。しかし、「適正な工期」における現場閉所率は「4週4閉所」や「4週6閉所」が多く、「4週8閉所」の回答は19%に留まっており、注文者から提示された工期では完全週休2日が確保されていない場合が多い。

<参考> P11\_注文者から提示された工期の適切さ／P14\_注文者から提示された工期における現場閉所率

### ■ 最終的な工期設定において、注文者等の意向に従うことが多い

最終的な工期の設定では、「注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い」の回答が22%を占めており、下請企業では特にその割合は高く、下請企業から元請企業（上位下請企業）に協議を依頼し難いものと考えられる。

また、「注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い」と回答した建設企業の場合、「(著しく)短い工期の工事が多かった」の回答が76%を占め、現場閉所率も「4週4閉所（未満）」の回答が56%を占めている。週休2日を確保した適正な工期設定に向けては、適切に協議を実施することが重要である。

<参考> P20\_最終的な工期の設定方法／P23\_協議後の工期の長さ／P26\_協議後の工期における現場閉所率

### ■ 短い工期に対応するため、「休日出勤」や「早出・残業」等で対応している

短い工期への対応として、「休日出勤」、「作業員の増員」、「早出・残業」の回答が多かった。作業員の増員ができない場合も多いため、結果として「休日出勤」や「早出・残業」による対応が増えていると考えられる。一方、「機械化施工」や「プレキャスト化」といった作業の効率化による対応を行っている回答は少なかった。

<参考> P29\_工期不足に対応するための取組

### ■ 技術者・技能者とも、月当たり最大残業時間が100時間超も見られる

月当たり最大残業時間が100時間超の建設企業は、技術者の場合は7%、技能者の場合は2%を占めている。特に完工高50億円以上の建設企業の場合、技術者の最大残業時間100時間超が19%を占めている。令和6年4月の罰則付き時間外労働規制導入後は、月当たり残業時間が100時間を超えた場合には罰則対象となるため、長時間労働の改善は喫緊の課題である。

<参考> P60\_技術者の月当たり残業時間（最大）／P71\_技能者の月当たり残業時間（最大）

# 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果(建設企業)

## ▶ 工期変更がなかった民間工事の概要

### ■ 工期変更できない理由として「供用開始日の制約があるため」が多い

短い工期であったにも関わらず工期変更できなかった理由として、「供用開始日の制約があり工期を延ばせなかった」の回答が最も多かった。最初の工期設定段階で、供用開始日の制約を考慮し、余裕のある工期を設定することが重要である。

<参考> P89\_短い工期であったにも関わらず工期変更できなかった理由

## ▶ 工期変更があった民間工事の概要

### ■ 工期変更は元請企業（上位下請企業）から提案される場合が多い

工期変更の提案者は「貴社（受注者側）」の回答が55%であったが、下請企業の場合には「注文者から提案された」の回答が67～80%を占めていた。

元請企業からの提案による工期変更はある程度できているが、下請企業から工期変更を提案するケースは少ない。このため、下請企業が現場実態等を踏まえて工期変更の提案ができる仕組みに改善していくことが重要である。

<参考> P111\_工期変更の提案者

### ■ 工期変更の要因として「資機材の調達難航」や「関連工事との調整」が多い

工期が変更された理由として、元請企業は「資機材の調達難航」の回答が最も多かったのに対し、下請企業の場合には「関連工事との調整」の回答が多い傾向にあった。

下請企業を含めた工事全体の工程管理を適切に行うとともに、資機材の納入遅れ等を考慮した上で工期設定を行っていく必要がある。

<参考> P115\_工期が変更された理由

## ▶ 適正工期確保や生産性向上に向けた取組

### ■ 「注文者の理解」を必要と考えている意見が多い

適正な工期設定のために必要なこととして、「適正な準備期間、工事条件についての注文者の理解」の回答が最も多く、次いで「見積・契約時、もしくは早期段階における条件等の情報提供」と「休日の確保等についての注文者の理解」の回答が多くなっている。

# 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（建設企業）

受注者側の事情等を含め、適正な工期設定に対する注文者側の理解の促進が重要である。

<参考> P149\_適正な工期設定のために必要なこと

## ■ 中小建設企業や下請企業では生産性向上や経営効率化の取組が遅れている

生産性向上に資する取組として、「IT ツールの活用」や「情報共有システムを活用した書類授受の省力化」の回答が比較的多く、経営の効率化に資する取組として、「勤務体制の工夫」の回答が他項目と比較して多い。

しかし、完工高の低い建設企業や下請工事を主とする建設企業の場合、「特に取り組んでいない」の回答が多いため、中小建設企業や下請企業にも導入可能な生産性向上の取組を普及・拡大させていくことが重要である。

<参考> P155\_生産性向上に資する取組の状況／P158\_経営効率化に資する取組の状況

## ▶ 資材価格等の高騰への対応状況

### ■ 変更契約協議の申し出がなされているが、契約変更に至らない場合も多い

「資材・原油高騰の影響を受けた」の回答が 76%を占め、そのうち「注文者へ（契約変更協議の）申し出を行った」と「注文者へ申し出中、または今後申し出る予定がある」の回答が合わせて 70%を占めており、価格高騰の影響の大きさが伺える。

しかし、実際に契約変更は「行われなかった」の回答が 35%を占め、最も多かった。昨今、資機材等の価格変動が激しく、受注者にとっては大きな負担となっていることが懸念されるため、適切に契約変更が実施されることが重要である。

<参考> P164\_資材や原油高騰の影響を受けた工事の有無／P167\_契約変更協議の申し出状況／P173\_契約変更の状況

### 【調査の概要】

調査対象	建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体（116 団体）の各団体会員企業
調査時点	令和 5 年 1 月 19 日現在（令和 4 年 1 月以降に発注した工事）
調査項目	主に民間発注工事について、工期の設定状況／工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無や状況／工期の適正性／条件明示の状況／工期変更の有無や理由／残業時間の状況／「工期に関する基準」等の認知状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組状況／資材価格等の高騰への対応状況 など
回答企業数	2,182 社（うち、R4 年 1 月以降、民間工事の受注実績のある企業 1,693 社）